

## 群集墳形成の一視点

佐田, 茂

<https://doi.org/10.15017/2236700>

---

出版情報 : 史淵. 110, pp.203-223, 1973-02-28. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 群集墳形成の一視点

佐 田 茂

## 一、はじめに

近年、大規模な土地破壊にともなう、発掘規模も大きくなってきている。このために調査は長期間にわたり、調査員の疲労も重なり、文化財行政は重大な転機をむかえている。基本的には人間社会の構造を無視した経済優先の政治体制に矛盾があることに他ならない。経済的發展が国家を成長させる重要な手段の一つであることは認めなければならないが、そこには人間社会を維持する必要かつ十分な条件がそなわっていないのであって、人類を滅亡させるようなことがあってはならない。開発に伴う破壊は山を削り、緑をなくし、自然景観を台なしにしてしまう。

福岡県においても、新幹線、九州縦貫道の工事は各種の遺跡を破壊し、文化財は危機に類している。こうした遺跡が記録保存の名の下に次から次へと闇に葬られている現状において、それらの資料を活用することこそ、遺跡に対するせめてものつぐないであると考えられる。ここではそうした遺跡を中心に、群集墳の形成されて行く過程を考えてみようと思うのである。

大規模な破壊は群集墳のうち一基のみではなく群として消滅させてしまうので、調査も必然的に群単位で行なわれるようになった。群全体の調査は今まであまりなされていなかったが、近年は相当数の群集墳が調査され、その在り方も相当具体的に定まってきつつある。

群集墳の在り方については「群集墳の形成とその被葬者について」<sup>1)</sup>で私見をのべ、群集墳が形成される条件には縦と横

の関係があることを明らかにした。すなわち世代的に漸次築造されて支群を形成するものと、同一世代で支群を形成するものである。このようにして形成された支群が集まって群集墳を形成するのであるが、それが如何なる条件の下でなされたものであるか、そこに埋葬されるのはどのような人々であるか、また群の形成がどのような規制を受けたものであるのか不明な点が多い。群の大きさには様々あり、数百基群集するものから、数基のみで群集するものまで千差万別である。本論ではこうした群集墳の在り方を明らかにすることを主眼としているが、その前提条件として古代における身分と階級概念規定がどう考えられているかを見て、群集墳に直接的な意義を見出そうとするものである。古墳が家坟墓としての性格を強くもっていることは既に多くの先学によって指摘されている通りであるが、概念規定が不明確なため群集墳の位置づけがはっきりしない。群集墳が全国の古墳の中で大部分を占める現実においては、国家的政治機構が確立されてくる過程で、早急に解決を要する問題である。

## 二、身分と階級

律令施行の前段階は階級的矛盾が顕在化し、いわゆる身分制が確立する段階である。埋葬形態にも変化を与え、古墳そのものに対するイデオロギーが再検討される時期である。このような矛盾を成文化したのが令であり、人民支配形態においては、支配者が人民と妥協した結果が公地公民を基礎とした律令体制の政治である。このメルクマールが大化改新といわれているが、大化改新については改新詔の分析が進むと同時に、前後の社会分析が高度になり、その内に含む内容については疑問が呈されている。しかしながら、そういう意見をもつ研究者も大化年代から壬申の乱までの間での総合的な政治体制の確立は認めているようである。

わが国の社会発展を考える時、階級分化が顕著に認められる第一段階は、弥生時代前期末ないしは中期の段階であるし、階級社会の成立は古墳時代に求められている。そして七世紀に律令体制の国家が完成したとしている。すなわち第二段階

が古墳の発生であり、第三段階が律令施行にともなう古代国家主義の段階である。とはいえ、それでは仁徳、応神陵古墳にみられる古墳の巨大化は如何にとらえるかというような問題は残る。この段階的な発展を考えるばあいに階級規定と身分の概念を明確にしなければならない。

階級理論については、マルクスとウエーバーに代表される二つの中心的な理論が存在する。マルクスは階級闘争Ⅱ政治闘争という理論、つまり身分制度と社会的分業の間の関係について考え、社会的分業、およびこれに対応する特殊職業領域への個々人の拘束が相対立する出発点から発展する。一方ウエーバーは階級闘争Ⅱ経済闘争とし、階級と身分の関係について「幾分強引に単純化すれば、階級は財貨の生産と営利に対する関係にしたがって構成され、身分は特有な生活様式の形式をとった財貨の消費の原理にしたがって構成されるといえるかも知れない」としている。<sup>③</sup>この二つの考え方の根本的な対立は階級をマルクスが「関係」として捕え、ウエーバーが「状況」として捕えていることである。<sup>④</sup>しかしながら身分制の成立について両者とも新しい階級の出現を基礎としている。しかもそれは特殊な階級なのである。

身分制の出現を考えるばあい、それは国家の発生を意味する。身分を階級が政治的な関係を持つものとするれば、「国家は諸階級への社会の分裂が生じるところで、また生じるときに、搾取者と被搾取者が出現するときに、出現する」<sup>⑤</sup>。またエンゲルスは国家を階級対立の非和解性の産物であるとし、国家そのものは階級対立を和解させるものではない<sup>⑥</sup>としている。

人間の搾取の最初の形態、それはマルクス、レーニンによれば奴隷所有者と奴隷の出現を意味するもので、搾取を組織的に行なうものが国家ということになる。この搾取を国家的に容易にする秩序が階層としてあらわれるのである。階層というばあい、それは勿論、階級の出現が前提となるが、階級が経済的な優劣性を持っていても、それが社会的な優劣を持たなければ何ら意味を持たないのであって、社会的な秩序こそが重要なのである。

階級と身分の規定の基本的な態度として、西嶋定生氏は「現代における矛盾の克服のための実践的立場から古代の客観

的把握が要請されること<sup>7)</sup>、前近代社会においては、基本的な階級関係は特殊な身分制としてのみ社会的に実現されると述べている。そして氏は身分と階級の概念を社会的、政治的カテゴリーと経済的カテゴリーの違いと規定して、階級は支配、被支配の関係のあらわれとしている<sup>8)</sup>。

一方石母田正氏は、階級とは、特定の歴史的社会的生産関係、その時代の主要な生産手段に対する所有関係によって規定された社会集団。身分は階級関係が政治的または国家的な秩序として固定された階層的秩序としている。

わが国のばあいに関して、関晃氏は、階級対立は支配者層を構成する中央・地方の大小の貴族、豪族と一般農民層との間にあるのであり、良賤の区分とは一致していなくて、この良賤の区分こそが社会的身分差を示すもの<sup>9)</sup>だとしている。これに対して石母田氏は「令制における奴婢は、国家法によって規定された大箇の身分であって、そのまま階級なのではない。しかし階級としての奴婢は、この身分の外に存在するのではなく、奴婢すなわち賤民身分という形態においてしか現実には存在しないのである<sup>11)</sup>」とし、令制によって確立される良賤の区別は、氏姓制度に組織される身分集団を確立すると考えている。つまり良賤の区分がすなわち身分をあらわすものであるが、氏姓制度というものが、その重要な役割を演じたのであり、その氏姓からの賤民の身分集団の排除が良賤の区別を明確にしてくるのである。氏は賤民は良人共同体の富裕層に分割私有されるもので、良人共同体の集团的儀礼である国の大祓の被具の一つとして族長層から提供されたものであると考える。

そこで両者の「カバネ」に対する認識は石母田氏が族制的、世襲的な身分標識としているのに対し、関氏は「氏」の政治制度的性格と理解している。このことは両者の間に幾分認識の異なりはあるが、「部」が君や臣等の姓とは種類を異にすることはあっても一種の「カバネ」であることには異論はない。これは必然的に「氏」との関係が生じるが、「氏」そのものは基本的には族制的な性格をもつものである。しかし「氏」の内部構造をみると、その中にはあきらかに部民を含んでいる。すなわち部曲は「氏」の構成員としてとらえることが可能となる。「氏」は内部に階級対立の関係を含む一個

の政治組織である<sup>9)</sup>。そして氏人集団と部曲とはあきらかに生産手段が異なり、両者の間には生産関係が生じてくる。ということは階級対立が認められるということである。と同時に「部」が支配者の要求によって設定され、それが國家の政治的秩序に組込まれる。このばあは、部民というものがあきらかに石母田氏のいう良人の概念に含まれ、部民が労働関係においてのみ収奪されることになる。「氏」は政治組織である。つまり社会的身分をあらわすことは明白であり、その内部での身分差は不明瞭になってしまい、むしろ階級差のみが顕著に認められる。すなわち部民が専門工人であるという観点を強めれば、階級的な面が強化されるけれども、それが社会的な欲求によって生まれたもので、そこに人民としての認識を放棄させられた集団であるということになれば、そこには社会的身分を強く考えさせる。

大化前代においては賤民の全人口は国民全体の約一〇パーセントと推計されて<sup>10)</sup>いて、社会全体の生産で占める割合は少ない。しかしながら、この階層の人々が底辺となつて國家が形成されてきたことは事実であり、これを基礎として部民制もなりたつて<sup>11)</sup>いる。このことは氏族そのものの独自性が強まってきたことを示すものである。賤民の出現をみると『魏志倭人伝』の中にヤッコの記載がなされている。これは家の子であり家族の内<sup>12)</sup>に含みこまれたあくまでも私的なものである。つまり奴ははっきりとした賤民身分ではなかつたのである。一方部民はその出現が四世紀末に考えられているが、これはあきらかに生産を目的としたものであり、それは氏族内部における個人的な欲求から出現したのではなかつた。同時に複雑な政治機構が成立してくると、必然的に人民支配も間接的になつてくる。そして中央の支配も地方へ次第に普及してくる。県の設置がそれである。そうすると部という組織による人民支配が生じてくるのである。勿論、そこには部設定の主体的条件がつかわれていて、支配者側の必要に応じた方向に進む方向性を持っていたものの存在が認められる。部民制の特色を考えてみよう。

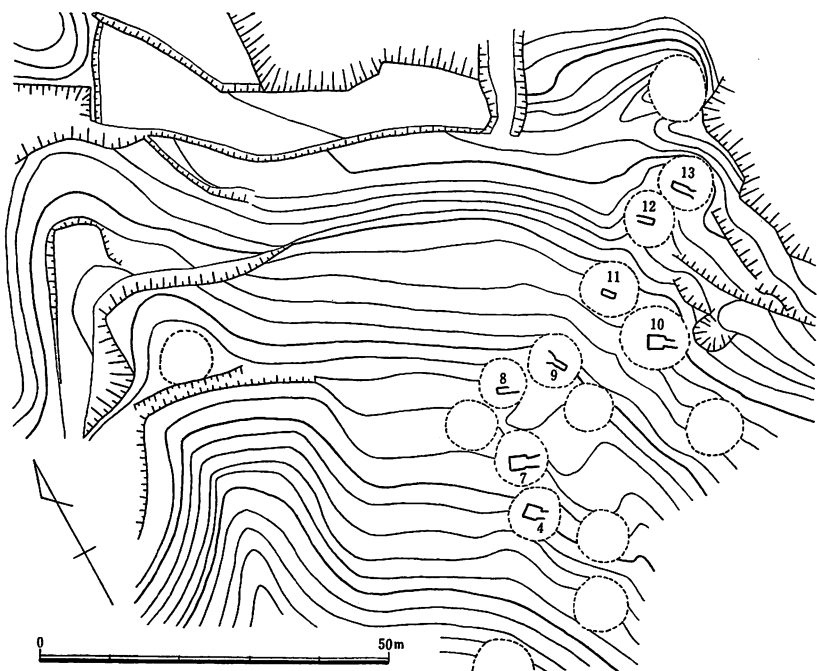
部民制は弥生時代中期以来、地方國家や小國家内部に發展してきた小共同体のある程度の自然發生的な社会的分業の発達、それに伴う専門的工人の形成を土台としている。そして小共同体内の分業は上からの必要によって、つまり支配者の

必要によって組織されてきた。部民制の成立は前述のような性格をもつ共同体間の社会的分業を基礎として、これまで小君主によって把握されてきたものが、大和王権によって支配されるようになってきた時に、直接の支配体系となるのが部である。小君主治下の地方国家や小国家の内部の小共同体を直接にとらえるもので、より強い支配とすることができる。

六、七世紀の社会はこの部民制を基礎としている。専門工人はもちろんのこと、一般農民も田部に編成することによって国家的支配がなされていく。共同体支配を前提とするアジア的共同体は、その成員が土地に対する所有権を次第に確立しようとすることによって弛み、その内部に家父長制家族を独立させてくる<sup>16</sup>。そして部民制支配の中におけるこの動向が人民をして社会に対する激しい抵抗を呼びおこす。家父長制家族の成長と土地の私的所有の傾向が強くなったのが、六世紀末～七世紀前半の時期なのである。土地所有の傾向が小共同体の中で強くなってきたことが、すなわち小共同体の首長に古墳を築造させる原動力となったのである。群集墳が形成されるのもこのためである。古墳築造そのものにはとりたてて経済的背景を考える必要ないけれども、富の蓄積が可能となって、始めて群集墳の概念がはっきりしてくる。

大化改新が存在したのか、それとも律令国家成立の集大成が後の天皇制国家において一時期に集められたものかは、問題あるところである。薄葬令にみられる墓葬の規定は身分によって墳墓の規模を決定している。蘇我入鹿が大規模な寿陵を築いたことが直接の原因となっているが、七世紀初頭からいわゆる巨石古墳がつくられ始める。このことは身分という政治的、社会的に規制された階層差が古墳の上に再びあらわれてきたことを示すものに他ならない。と同時に宗教観念が墓制にも強く反映している。墓制に対する観念はもちろん脈々と続いているのであって、急激に強くなったものでもないけれども、それが社会的な規制と結びついたことにこそ問題がある。

五世紀末頃から小共同体内部に家父長制家族の独立が進んで、家の支配も動揺する。こうした時期に国家は共同体的機能を集中し、家父長制家族を直接把握する新しい支配体制をつくりあげていく。そしてそれは当然生産関係にも変動をきたす。塩沢君夫氏はこれをアジア的生産様式の最終段階であると考えている<sup>17</sup>。このような大和国家による支配体制の確立



第1図 片山古墳群分布図 (『福岡県文化財調査報告書』46集)

期に群集墳が盛行しはじめるのである。横穴式石室を内部主体にもつ古墳の北九州、畿内における異なりは小古墳の築造が身分制をぬきにしては考えることができないことを示している。すなわち社会変動を考えるなかにおいてははっきりしてくるもので、身分制度へ組込まれてくる過程の中において考えることができる。もっとも群集墳成立の主体的条件がそれを可能にしているのもちろんである。

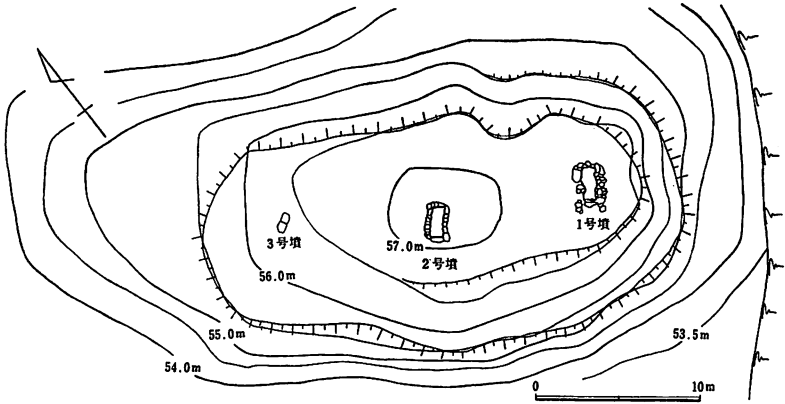
### 三、群集の実例

#### ○片山古墳群(第1図)

福岡県遠賀郡岡垣町手野及び内浦一帯は数百基の古墳が群集する地域で、当古墳群もその中の一つである。古墳群は一六基から成り、そのうち一基はすこし離れているが、一五基は隣接した地域に分布している。調査がなされたのは八基で、いずれも円墳である。規模は約一〇メートルが最大で、比較的小形の古墳である。調査された八基のうち一一号墳は竪穴式石室で、他の古墳とは趣きを異にしているよ







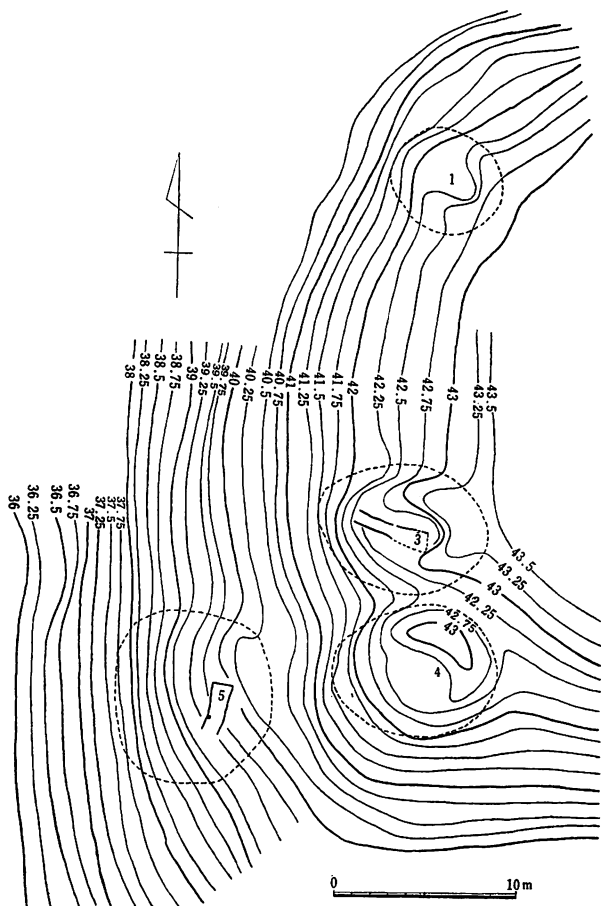
第2図 飛山古墳群分布図(『福岡市埋蔵文化財調査報告書』18集)

模な竪穴式石室である。最下段には腰石を使用しており、石組み、石材も一号墳に類似していることから横口式と竪穴式のちがいはあるが、両者相似た時期に築造されたことがうかがわれる。出土遺物としては平根式の鉄鏃があるのみである。

○平原古墳群(第3図)

福岡県八女郡広川町に所在する古墳群で、現在七基から構成されている。この中で丘陵頂部にある六号墳は規模も大きく、内部主体に横穴式石室をもつもので、他の古墳とは構造を異にしており、時期的に新しい。七号墳は離れたところに位置しているが、石室の構造その他は同様である。

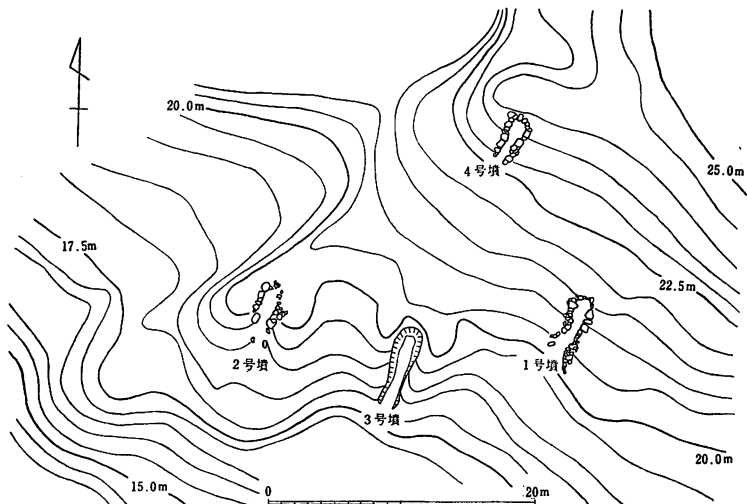
五号墳は径約八・五メートルの円墳で、内部に小形の横口式石室をもっている。石室は板石を積み重ねており、短かい簡単な羨道が付設されている。玄室の長さ一・九メートル、幅奥壁で一・一七メートル、横口部で〇・八六メートルをはかる不整形な形である。三号墳は径七メートル前後の円墳で、内部には五号墳と同様な小形の横口式石室をもっているが、ほとんど破壊されている。石室は長さ一・七五メートル前後、幅奥壁で一メートル前後、横口部では若干狭まっている。出土遺物は須恵器甕とガラス玉のみであったが、甕は古式の様相を強くあらわしている。一号墳は径五・二メートル前後の円墳で、内部主体は完全に抜き取られている。しかし墓抔の形から同様の石室構造をもつものであったこ



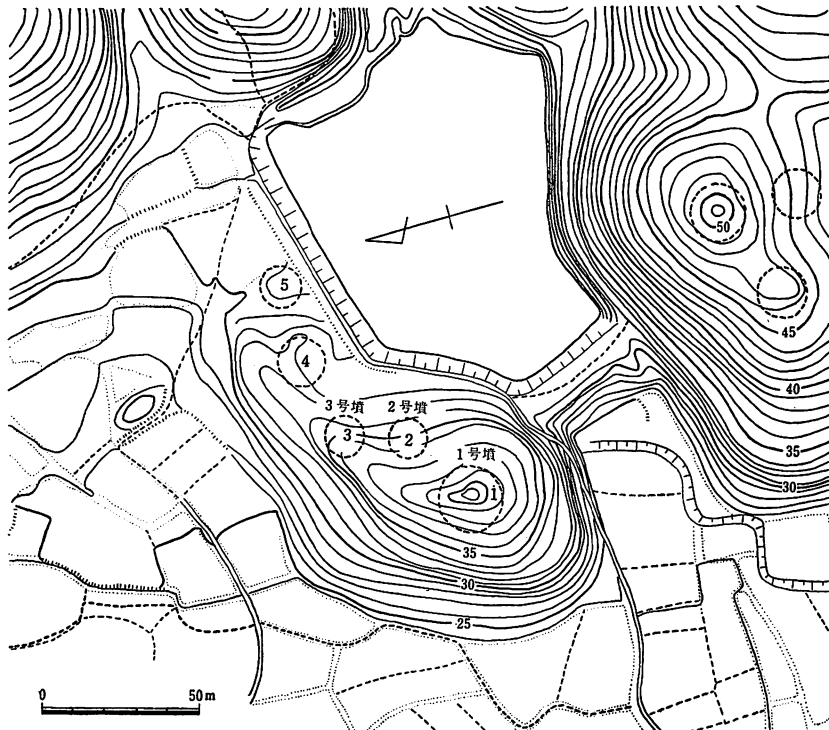
第3図 平原古墳群分布図 (『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告』Ⅲ)

とが考えられる。

二二二  
六号墳は石室構造も異なり、時期も離れているので同一の古墳群としてとらえることができない。こうしてみると、当古墳群が調査からはずれた古墳を含めて一つの群集墳として存在していたことは明白である。群集墳としては初期のもので五世紀後半代が考えられるが、その在り方に盛期群集墳の初現的形態を充分に認めることができる。埋葬については、二次埋葬が認められるのは五号墳のみで他の古墳が一次埋葬のみで終わっていることは、被葬者の数が少ないのものに限られていたことを示している。そして次第に埋葬数が増大していく傾向になって



第4図 高見A古墳群分布図(『福岡市埋蔵文化財調査報告書』18集)



第5図 山の前古墳群分布図(『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告』Ⅲ)

くるのである。

。高見A古墳群(第4図)

南面した標高二〇〜二四メートルの丘陵斜面に一〇メートル程の間隔で四基が存在している。四基とも両袖式の横穴式石室で、通有の形をしている。

一号墳は恰んど盛土をもたず、内部主体の横穴式石室は玄室が約一・五×一・四二メートルの正方形プランで、それに簡単な羨道がつく形である。羨道先端は地形に沿って一方が外へ伸びている。出土遺物には耳環、ガラス玉、切子玉、馬具、刀子、鉄鏃、須恵器平瓶があり、平瓶はⅣ型式を示している。

二号墳は丘陵面先端に築造されている明確な墳丘をもつ古墳である。横穴式石室は長さ二メートル、幅一・八メートルの玄室に一段高くなった細長い羨道をもっている。羨道には墓道がつづき、墳丘上面につながっている。出土遺物は耳環、勾玉、土製小玉、刀、鏃、須恵器などのほか、新しい時代の青磁、土師器がある。須恵器は杯、平瓶、埴、壺などがあり、Ⅲ型式の後半からⅣ型式の新しいところまで含んでいる。

三号墳は二号墳から一一メートルのところに並行しており、明確な盛土を認める。内部の横穴式石室は破壊されており、抜き跡によって石室の規模を復元することができる。それによると長さ二・一メートル、幅一・七メートルぐらいの玄室に幅〇・八メートル程の羨道がつくようである。出土遺物には耳環、須恵器があるのみで、須恵器はⅣ型式からⅤ型式にわたっている。

四号墳は本古墳群では最も高い所に位置している。内部主体は長さ一・六五メートル、幅一・六八メートルの玄室に長さ二・一メートル、幅〇・九メートルの羨道がつく横穴式石室である。出土遺物には耳環、棗玉のほか杯、高杯、壺、甕の須恵器がある。

以上の四基のうち一、二、三号墳はほぼ標高を同じくするが、四号墳のみ一段高いところに位置している。築造の時期

は出土した須恵器からみれば三号↓二号↓一号↓四号の順で、いずれも追葬が認められ、使用を終ったのはほぼ同じ頃と考えられる。

○山の前古墳群(第5図)

福岡県八女郡広川町に所在する古墳群である。五基で一群をなし、実際調査がなされたのは三基である。その配置は一号墳を尾根の頂部に置き、北東に延びる傾斜にそって二、三、四、五号墳と並んでいる。

一号墳は尾根の頂部に位置する径二四メートルの円墳で、当古墳群では最も大きく、盟主的地位を示しているかのようである。内部主体は胴張りの複室構造の横穴式石室である。調査時には既に大きく破壊されており、大部分の石材は抜きとられていた。緑泥片岩の板石を使用して構築している点は他の石室と同様であるが、後室には石障を設けている。出土遺物は攪乱のため、ほとんど移動していたが、須恵器、土師器をはじめ、耳環、雲珠、辻金具、杏葉、鐙、鉄鏃などがある。なかでも土師器は小形品が墓道より出土しており、墓前祭に使用したものと考えられている。また馬具の類は他の古墳に比べて非常に豊富に副葬されている。

二号墳は一号墳のすぐ北東の傾斜面に裾を接するような位置にある。表面はかろうじて古墳と認識できる程度の低い盛土で、東西径約一〇・五メートル、南北径一二・四メートルの円墳である。内部主体は羨道の短かい胴張りをもつ横穴式石室で、全長二・六五メートル、最大幅一・七五メートルをはかる小形のものである。構築方法は基本的には一号墳と同様であるが、石室の規模、構造は全く異なり、三号墳に類似している。遺物は石室内、前庭部などから出土している。須恵器、土師器、直刀、鉄鏃、耳環、馬具、ガラス玉などがあるが、耳環は一六個もあり、小石室としては数が多い。

三号墳は二号墳のすぐ傍に位置している小古墳であるが、興味深いことは二つの石室が同一墳丘の中にあることである。石室は共に羨道が明確な形をとらない横穴式石室で、胴張りをもっている。築造は北側にある小石室が早く、続いて大きい石室がつけられている。この関係は墳丘にも求められ、形としては二墳がくっついている。出土遺物は小石室から

耳環、鉄鏃、直刀、大石室から耳環、玉類、銅釧、鉄鏃、刀子、須恵器、土師器と特に変ったものはない。

この三号墳の両石室の関係を考えると、最初に小石室がつくられ、第一次埋葬が行なわれた後、すぐに第二次埋葬を行なおうとしたところ石室があまりに小さく、追葬を行なうには不適當であったので、横につくりかえたものであろう。このことは小石室が一次埋葬のみで、大石室に追葬が認められることから考え得る。

以上の三古墳をみると、その築造年代がほぼ同時期と考えられ、各々追葬が行なわれているという形をとり、使用期間もほとんど変わらない。こうしたことから未調査の二古墳も同様に考えられ、この群全体が同時期に存在していたことを示す。すなわち群集形態の二様のうち、同時に築造されて形成された形をとるものである。しかも一号墳が盟主的立場をとることは、この五基一群がそれで単位になっていることを示している。

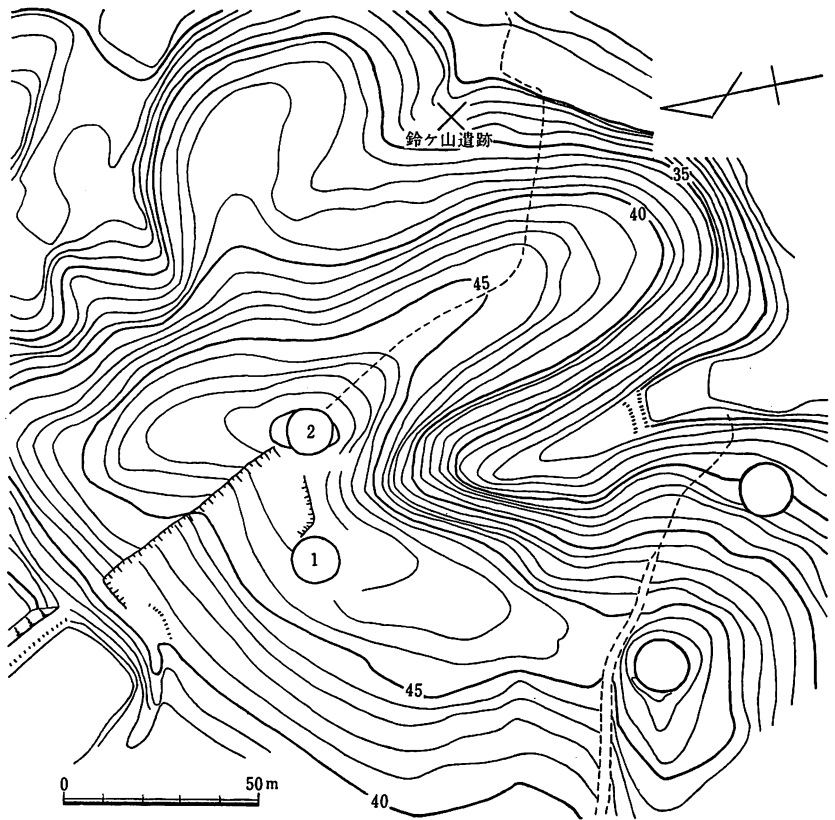
#### ○鈴ヶ山古墳群(第6図)

山の前古墳群と同様福岡県八女郡広川町に所在する本古墳群は四基が確認されているが、地形的に各々は二基一群に分つことができる。このうち調査されたのは一、二号墳で、これが一群を形成している。

一号墳は径一二メートル前後の円墳で、内部主体は全長六・八メートルの複室構造の横穴式石室である。前、後室とも胴張りであることはこの地域に特有の形態でもある。埋葬遺体は残存せず、床面も相当攪乱していることから、具体的な数は知ることができないが、報告者は耳環の出土数より六体以上と考えている。築造の年代は出土した須恵器の形式から六世紀後半が考えられており、七世紀初頭頃まで使用されていたことがうかがわれる。

二号墳は径一三・三〜一六・九メートルのすこしいびつな円墳で、内部主体は西に開口する長さ約七・四メートルの複室構造の横穴式石室である。石室は薄い板状の石を積んでつくっており、一号墳と同様に胴が膨らんでいる。副葬品もとりたてるほどのものはなく群集墳に通有のものである。

この一号墳と二号墳をみると、石室の構造、副葬品にきわめて類似した内容をもっており、同一年代の築造であること



第6図 鈴ヶ山古墳群分布図 (『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告』Ⅲ)

がうかがわれる。すなわち六世紀後半から七世紀初頭にかけて使用されたことが推定される。

○勇猛寺古墳<sup>2)</sup>

当古墳は佐賀県杵島郡北方町勇猛山の東方の傾斜面に所在しており、北側の椀島山には鏡を出土した石棺がある。現在封土の崩壊がひどく明確に墳形を認めることができないが、元々は円墳であったらしい。内部主体には三個の横穴式石室をもつ特異な形をしている。石室は封土の中央に一個、左右に約四・五メートルの等間隔で平行して二個が並んでいる。ともに南に開口しているが、両端の二室はわずかに中央を向いている。石室の大きさは一号石室が最も大きく、三号石室が一番小さい。構築方法も一号石室が高さ約三メー



トルぐらいあって、羨道と玄室の床面が同一なのに対して、二、三号石室は天井が低くなり、玄門で段をもち、玄室の床面が低くなっている構造である。石室構造からみれば、一号石室が古く、次いで二号石室、三号石室となっている。

同一墳丘に三石室をもつことは特異な現象として取り上げることができるが、形としては群集形態の一つのグループと同様に考えることができる。とくに石室構造からみれば、三石室が漸次築造されたことになり、三石室の間には連続した関係を認めることができ、時期を異にした群集の形態と何ら変らないことを理解しなければならない。

#### 四、群の形成

近年調査された群集墳の実例を取り挙げてみた。こうしてみると、群集墳の形成される過程が一樣ではないことがはっきりしてくる。水野正好氏はこのような多様性を、(一)家族の墓域、(二)氏族の墓域、(三)同族の墓域、(四)村々の墓域と分類し、家族の墓域はいわゆる一つの丘陵に順次横穴式石室が築造されて行ったものとしている。この単位が群としては最少のもので、地域的に集合したものが、(一)、(二)、(三)、(四)へと大きな群を形成して行く。これは群の在り方を具体的に検討したので、群集墳調査の問題点を鋭く追求している。表面的には同じ形態をとっていても、それが必ずしも同じ内容をもっているとは限らず、微妙なニュアンスを持っていることを明らかにしている。

群集墳の内容についても各種の形態がみられる。構造のみをとりあげても、小石室を内部主体にもつもの、横穴式石室をもつもの、木棺直葬のものなどがある。或る程度の時代差は認められるが、基本的にはその内容に類似したところが非常に多い。また埋葬数においても、多人数埋葬、単体埋葬の場合もあり、埋葬数からのみ区別することもできない。群集墳の中でも飛山古墳群、片山古墳群は古い時期に築造された一群である。ともに小形の横穴式石室ないしはそれに類する石室構造をもち、小形の古墳である。しかも埋葬数は少なく石山勲氏は片山古墳群の一基の埋葬数を一〜二体と考えている。埋葬数が少ないことは新たに古墳をつくれるようになった階層が古墳をつくったことに意味があり、必然的に埋葬数

は少なくなってくる。この在り方は畿内における初期横穴式石室が追葬をほとんど考えさせないのと一脈通じる現象である。そこには古墳をつくることよって政治的な地位を確立することが目的となっていたことを示しており、群集墳発生の主要因である。しかし九州においては既にこの時期には多人数埋葬の例も多くみうけられる。この少数埋葬と多人数埋葬の例が同時に存在していることは一見奇異な現象といえるかも知れない。しかしそれは複数を同一個所に葬むという思想の存在を前提として考えれば、初期群集墳にみられる少数埋葬は、ようやく古墳をつくれるようになった階層の人々がこぞって古墳をつくり始めたことに意義を見出す。この段階では古墳に順次葬むるよりも、古墳をつくることに政治的な位置づけがなされていたということができよう。

群集墳の盛期になると、小古墳が群在するように多くつくられる。その数は非常に多く、なかには数百基も群集することがある。これらは同時期につくられたのではなく、順次その数を増やしていったのであり、分布、時期を考えるといくつかの小群になる。さらにそれらは微地形、古墳の方向などによって支群に分割できることは既に先学の説くところである。

こうした支群を見ると三通りの構成の仕方があることが認められる。(一)、古墳は順次つくられるが、世代的なずれがなく、ほぼ同時期と考えられる支群。(二)、(一)と形成は同様であるが、そのなかに一基他の古墳より規模の大きいものを含む支群。(三)、世代的に順次つくられ、個々の古墳には時期差が認められる支群。このうち(一)、(二)の群の形成過程は全く同様の現象であるが、そこに盟主的な古墳を含むかどうかによって分類したもので、共同体の在り方、被葬者の問題とも係わってくる。

(一)のような形成の仕方を前記古墳群の中から挙げると、高見A古墳群、山の前古墳群、鈴ヶ山古墳群がある。加えるに初期の群集墳である飛山古墳群、平原古墳群でも同時期の築造が考えられるし、片山古墳群のばあい三時期に分けられるが、一時期に限れば同様の在り方を示している。こうした支群は一代を経ると、墓としての命脈を終え、次の築造が始

まる。これがどのような形をとるかといえば、山口県熊毛郡平生町東前寺古墳群の在り方が一つの例となる。ここでは一〇基が群集しているが、時代的に二つのグループに分けることができ、この単位で北から東へと移動している。(二)のような形成を示しているのは山の前古墳群があげられる。ここでは独立した小丘陵の最高所に規模の大きい一号墳が所在し、石室構造でも他と異なつて複室構造の横穴式石室を呈している。(三)のように連続して築造された古墳群は追葬の問題もあつて、抽出するのが非常にむずかしいが、片山古墳群の在り方がこれである。すなわち一時期に限れば(一)の關係が成立しているが、全体をみれば時期的にずれて築造されていることになり、(三)の關係が成立している。ただし複数から成っており、個々の古墳がどう続くのかははっきりすることができない。

この(一)、(二)のような同時期築造を横の關係、(三)のような時期的に順次築造されるのを縦の關係とし、両者の關係が結合して群集墳は形成されたのである。このばあい縦の關係では連続性をもつことが重要なことで、単位としては最小の単位を当てることができる。水野氏のいう家族の墓域がこれである。典型的な例としては滋賀県甲賀郡甲西町菩提寺古墳群<sup>29</sup>があげられている。これは時期を異にして連続してつくられているもので、尾根に裾を接するように四基が並んでいる。片山古墳群のばあいはこの形態が同時にいくつか集まっているということになる。勿論両者は時期的な差と被葬者の違いなど、現象面で異なりはあるが一つのパターンとして存在していたことはまちがいない。

横の關係とは同時築造によって形成された支群の在り方を示すもので、支群の中に含まれる古墳の数は一定していない。このばあい支群は一つの単位として存在するもので、単位集団としてとらえることができる。この単位集団が何を指すものかは大きな問題である。逆にいえば一古墳への埋葬者がどのような単位であつたということでもある。この単位集団を解くきっかけが盟主的古墳をもつ山の前古墳群のような支群の在り方である。このような例は滋賀県甲賀郡甲西町狐栗古墳群<sup>31</sup>、福岡市下和白宮ノ前古墳群<sup>32</sup>でもみられる。狐栗古墳群では、平野に一番近く規模の大きい古墳が並んでいる。ここでは盟主的な集団が同一で継続していたらしく、順次並んでいる。このように盟主的存在を考えさせる古墳が支群の

中に含まれていることは、墓域を選定する際にも規制が働いていたことで、現実の生活ではより強力な規制が存在していたことを考えなければならぬ。政治的規制が作用していたことも充分考えられるが、一古墳の被葬者を家父長制的世帯共同体と考えれば、それを集合した一個の作業単位とした方が妥当である。すなわち、この単位が日常における生産単位であるが、必ずしも生活単位といえるものではない。

この単位集団という表現は非常に曖昧な言葉である。西谷正氏は福岡県山門郡瀬高町の大道端遺跡で数軒が空間によって区切られているところから、これを単位集団として、支群に対応するものとしている。すなわち円墳―円墳群―群集墳が、堅穴式住居―単位集団―村落という在り方に対応するものと考えている。このばあい一住居での生活人員は一古墳への被葬数と相似しているが、住居がどの程度続くものか、埋葬の区切りをどこでつけるのかということが問題になる。また一住居が生活単位として独立していたことは到底考えられないし、むしろ数軒の単位を一古墳に当てるのが妥当ではなからうかと考える。

## 五、お わ り に

古代における身分と階級のご概念と群集墳の形成の過程についてみてきた。一見関係のなさそうなこの問題は、群集墳を如何にとらえるかという前提条件として絶対に欠かせぬことである。すなわち群集墳の位置づけを明確にする上では被葬者の社会的地位を明らかにしなければならない。

こうした観点から見通しのない漠然とした論述を繰返してきた。しかしこの点からのアプローチは絶対に必要なことだと考える。この小稿が群集墳研究の一助になれば幸いである。

(一九七二・一〇・三二)

註

- (1) 佐田茂「群集墳の形成とその被葬者について」『考古学雑誌』五八巻二号 一九七二年。
- (2) 古代史部会「大化改新」研究史の検討」『日本史研究』七八号 一九六五年。古代史部会「七世紀の社会と「大化改新」像」『日本史研究』九〇号 一九六七年。門脇禎二「大化改新」論—その前史の研究—一九六九年。原秀三郎「大化改新批判序説」(上・下)『日本史研究』八六号、八八号 一九六六・六七年。
- (3) マックスウェーバー著 浜島朗訳『権力と支配』所収。
- (4) 太田秀通「歴史における身分と階級」『思想』一九六七年一月号。
- (5) レーニン著 全集刊行委員会訳『国家と革命』一六〇ページ。
- (6) エンゲルス『マルクス・エンゲルス選集』一三巻。
- (7) 西嶋定生「古代史学の問題点」『古代史講座』(一) 八四ページ 一九六一年。
- (8) 西嶋定生「中国古代奴婢制の再考察」『古代史講座』(四) 一九六三年。
- (9) 石母田正「古代の身分秩序—日本についての覚書—」『古代史講座』(四) 一九六三年。
- (10) 関晃「古代日本の身分と階級」『古代史講座』(四) 一九六三年。
- (11) 石母田正「前掲書」二五〇ページ。
- (12) AD一〇七年以来の倭王が中国王朝に貢上した「生口」や邪馬台国王の所有した多数の奴婢は賤民の先駆形態と考え、この身分を排除し、内部を「大人」「下戸」の身分に分化した「クニ」という政治的社会を良人共同体の端緒形態と考えている。
- (13) 平野邦雄「大化前代の社会構造」『岩波講座日本歴史』古代2 一九六二年。
- (14) 滝川政次郎『日本奴隷経済史』
- (15) 平野邦雄「前掲書」
- (16) 直木孝次郎「部民制」『日本古代国家の構造』所収 一九五八年。
- (17) 塩沢君夫「古代専制国家の構造」一九五八年。
- (18) 松岡史・石山勲・前川威洋・副島邦弘『片山古墳群』(福岡県文化財調査報告書)第四六集) 一九七〇年。
- (19) 塩尾勝利・島津義弘・国平健三・柳田純孝・他「和白遺跡群」(福岡市埋蔵文化財調査報告書)第一八集) 一九七一年。
- (20) 石山勲・川述昭人「平原古墳群の調査」(九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告)Ⅲ) 一九七二年。

- (21) (19) と同じ。
- (22) 西谷正・佐田茂・松本肇・石山勲・川述昭人・酒井仁夫・森田勉「山の前古墳群の調査」〔九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告〕Ⅲ(一九七二年)。
- (23) 西谷正・石山勲・川述昭人「鈴ヶ山古墳群の調査」〔九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告〕Ⅲ(一九七二年)。
- (24) 木下之治「勇猛山古墳群」一九六七年。
- (25) 水野正好「群集墳と古墳の終焉」『古代の日本』5 一九七〇年。
- (26) (18) と同じ。
- (27) 佐田茂「出土人骨からみた後半期古墳の被葬者―九州の場合―」『九州考古学』四六 一九七二年。
- (28) 潮見浩・川越哲志・河瀬正利・藤田等「東前寺古墳群発掘調査報告」一九六六年。
- (29) (1) と同じ。
- (30) 一九六五年一〇月、滋賀県教育委員会によって調査された。
- (31) 水野正好他「甲賀郡甲西町狐栗古墳群調査概要」〔滋賀県文化財調査概要第六集〕一九六六年。
- (32) (19) と同じ。
- (33) 西谷正・下条信行・木村幾多郎・島津義昭「九州考古学の諸問題」『考古学研究』一九卷一号 一九七二年。